

新幹線車内業務見直しの団交開催拒否に対し 都労委にあっせん申請！

会社が一方的に平成30年3月予定で実施しようとしている新幹線車内業務の見直しについて、本部は労働条件の大幅な変更や安全に関する大きな問題だとして団体交渉の開催を申し入れてきました。しかし会社は、度重なる申し入れに対し、団体交渉の開催を拒否し続けてきました。本部は7月4日、東京都労働委員会に以下の理由をあげ、会社が団体交渉に応じるように、あっせん申請を行いました。

1. 「新幹線車内業務の見直し」は昨年12月21日に会社がホームページで発表しているとおり「労働組合に提案」したものであり、その内容からも組合が会社と締結している労働協約の団体交渉事項における「第250条（5）その他労働条件の改訂に関する事項」であることは明らかである。組合が再三求めているのに会社が団体交渉を開催しないのは労働協約違反であり、団体交渉権を否定する不当労働行為である。
2. 会社はホームページで「今後各労働組合と協議してまいります」と発表したにもかかわらず「新幹線車内業務の見直し」の実施そのものについての協議も図らず、実施内容に沿って業務委員会で一方的に説明してきている。労働協約の「信義誠実の原則に従う」に反した行為であり、労働協約違反であり、不当労働行為である。

まずは、施策の実施を急ぐことなく、会社提案について組合が求める団体交渉を開催し、施策に関わる目的や安全確保の実現性など、立ち戻っての真摯な議論を求めるところである。